

夢を実現する第一歩のために

2025年5月号

ミツヒロニュース



今まで、オレオレ詐欺などの多くは、お年寄りが被害を受けることがほとんどでした。しかし、その被害が企業にも及ぶようになりました。警察から「詐欺グループのリーダーを逮捕し、押収した中から社長名義のカードが見つかりました。被害届が出ているので逮捕し、銀行口座が凍結されます。任意調査に協力して頂けたら調査用口座に振り替え可能ですが、そうされますか？」という内容の電話がかかってくるそうです。電話で調査対象であることを伝えることはありません。不審な電話は必ず切り、警察相談専用電話#9110に相談しましょう。光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇相続や災害時の手続きが楽になる
口座管理法
(預貯金口座付番制度)
- ◇レンタサイクル事業用土地の
固定資産税に注意
- ◇地方税のダイレクト納付に
二段階認証
- ◇今月のお勧めセミナー
「生前贈与」を活用した相続対策
- ◇あとがき
「仲間が増えました！」

相続や災害時の手続きが楽になる 口座管理法（預貯金口座付番制度）

故人が保有していた預貯金口座を把握することは、各種サービスの引き落としの確認や遺産相続の手続きを進めるうえで欠かせません。そこで、“最短”で終わらせるために知っておくべき新たな制度が4月に始まりました。それが「預貯金口座付番制度」です。

預貯金者が金融機関の窓口で口座とマイナンバー情報の紐付けを申請する際、他行の口座もまとめて紐付けることが可能になりました。故人がこの制度を使った申請をしていれば、相続発生後に遺族はどれか一つの銀行に問い合わせるだけで故人の複数ある口座を一括して把握できるのです。銀行を特定するために駆けずり回る手間が省けて便利です。

2024年4月1日、「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（口座管理法）」が施行されました。これにより「預貯金口座付番制度」の仕組みが新しくなりました。

「預貯金口座付番制度」とは、銀行等に口座をお持ちの方や口座を新たに開設する方が希望すれば、銀行等において、口座とマイナンバーを付番することができる仕組みのことです。

口座をお持ちの方は、口座とマイナンバーの付番を希望する旨を銀行等に届け出ていただければ、将来的に以下のような「もしも」の時の備えとしてご活用いただけるようになります。

◆メリット1：災害時、避難先で活用できます

あらかじめマイナンバーと口座を付番しておけば、口座をお持ちの銀行等の店舗が避難先のお近くになかった場合も、マイナンバーを活用した情報連携によって、避難先の銀行等にて、口座をお持ちである銀行等に口座があることを確認することができるようになります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

◆メリット2：相続時の手続きに活用できます

相続手続きの際、被相続人（亡くなった方）の口座がどの銀行等にあるか確認できるようになります。

あらかじめマイナンバーと口座を付番しておけば、相続の際に相続人（財産を受け取る方）が銀行等の窓口において、一度に複数の銀行等に「被相続人（亡くなった方）の口座」があるかどうか照会できるようになります。

1. 口座とマイナンバーを付番する方法

・これから新しく口座を開設する方

口座管理法の施行により、2024年4月1日以降に銀行等で新規口座を開設する際にはマイナンバーの付番を希望するか意思確認がなされます。

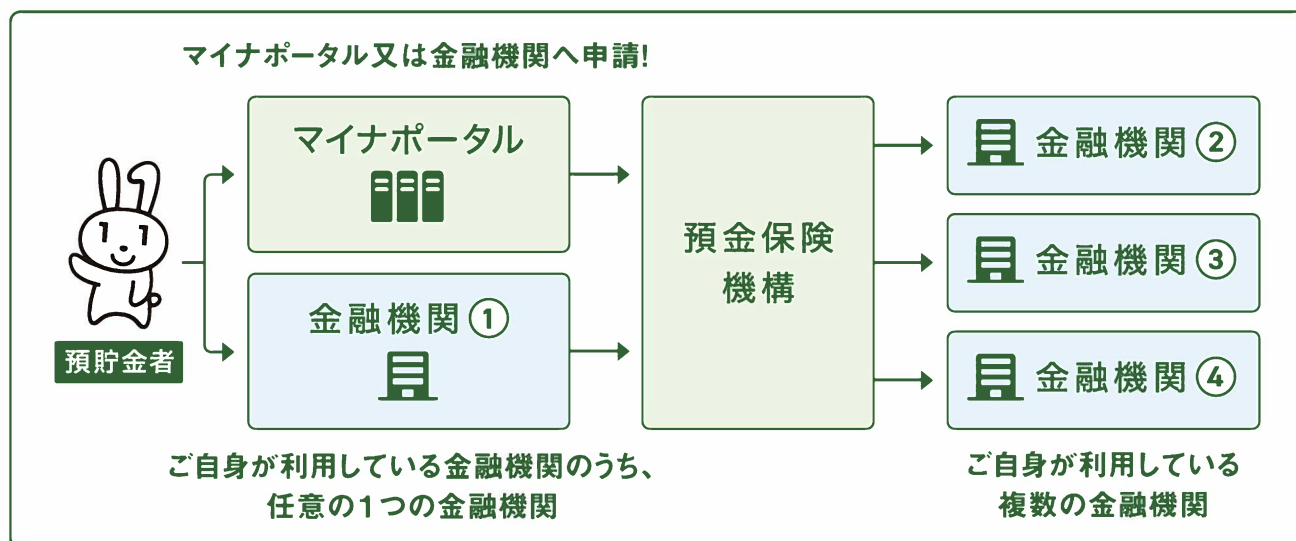
「本人確認書類」と「本人のマイナンバーが確認できる書類」をご用意の上、口座開設時に付番を希望する意思を銀行等にお伝えください。詳細は口座を開設する各銀行等にご確認ください。

・すでに口座をお持ちの方、複数の銀行等に口座をお持ちの方

すでに銀行等に口座をお持ちの方でマイナンバーとの付番を希望される方は、各銀行等の店頭などで届出を受け付けています。詳細は、お持ちの口座がある各銀行等にご確認ください。

また、2025年4月1日より、本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになりました。複数の金融機関を利用していても大丈夫です。一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。

なお、マイナポータル経由でも、一度に複数の金融機関へ、マイナンバーを届出できます。



2. よくある質問

Q1. 預貯金口座に付番すると、所得・資産の情報が国に伝わるのでしょうか。

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が国に預貯金残高などをお知らせすることはありません。

従来より、国が預貯金者の口座情報を確認できるのは、法令に基づき、必要な社会保障の資力調査や税務調査などを行う場合に限られています。

Q2. 預貯金口座への付番は強制されるのでしょうか。

預貯金口座の開設時には、金融機関からマイナンバーの届出の意向を確認されますが、本人の届出なく預貯金口座にマイナンバーが付番されることはありません。また、金融機関などから郵送通知が行われ、その通知に回答しないと勝手に預貯金口座にマイナンバーが付番されることはありません。

3. 相続に当たり、注意すべきこと

上記2のQ1にあるとおり、法令に基づき、税務調査を行う場合には、マイナンバーをもとに貯金口座が紐づけされることになるかもしれません。それならば、事前に届け出をしていただき、相続税の申告に生かしてください。

レンタサイクル事業用土地の固定資産税に注意

最近、街中でレンタサイクルを設置している場所が増えてきました。店舗などで貸している土地には固定資産税は変わりませんが、住宅または貸家としている土地にレンタサイクル用の駐車場を設置すると住宅用地の特例が適用されず固定資産税と都市計画税がアップします。

1. 住宅用地の特例

固定資産税と都市計画税の負担が軽減される「住宅用地の特例」では、住宅用地は小規模住宅用地と一般住宅用地の2つに分かれます。参考として軽減割合の詳細を下表に記載しました。なお、あくまでも住宅用家屋の敷地として利用している部分だけが対象です。

- ① 小規模住宅用地は住宅1戸あたり200㎡までの土地をいい、固定資産税の課税標準は1/6になります。
- ② 一般住宅用地は住宅1戸当たり200㎡を超えて家屋の床面積の10倍までの土地をいい、固定資産税の課税標準は1/3になります。

区 分	固定資産税の課税標準	都市計画税の課税標準
小規模住宅用地…住宅1戸につき200㎡まで	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地…家屋の床面積の10倍まで (小規模住宅用地以外)	価格×1/3	価格×2/3

※課税標準とは、税額を計算するための基になる金額です。

ここでのポイントは、小規模住宅用地は住宅1戸あたり200㎡が設定されているということです。したがって、アパートなど棟に複数戸数がある建物の場合は、(戸数×200㎡)までという計算になるため、通常は敷地の全てが小規模住宅用地に該当します。

2. レンタサイクルの敷地

市内を中心にレンタサイクルなどのサービスが急速に広がりを見せています。レンタサイクルなどは、一般的には建物と道路の間の空きスペースを利用して設置されています。このスペース、テナントビルの横であればそもそも非住宅用地なので影響はありません。

ところが、アパート敷地横のちょっとした空間に設置されていたとしたらどうでしょう。実はこの場合、その部分はもはや住宅の敷地として利用されていないことから非住宅用地として取扱われます。

つまり、レンタサイクルなどのシェアリング事業部分の土地は住宅用地の特例対象地から外れ、固定資産税と都市計画税の負担が増加します。土地の面積としてはそこまで広くなく、ほんの数㎡～数十㎡であったとしてもこの影響は大きいものがあります。

したがって、固定資産税等の負担が増えることを見越して設置場所の賃料を設定すべきです。

この他にも、カーシェアリング用地として自宅敷地の一部を貸付けしているような場合も同じ理屈で非住宅用地になります。気をつけてください。

3. 太陽光発電設備は償却資産の対象

事業の用に供している減価償却資産は償却資産税(固定資産税)の対象です。最近、賃貸住宅の建築にあたり太陽光発電設備が設置されているケースが増えています。この太陽光発電設備は償却資産税の対象になります。

新築の賃貸住宅で太陽光設備を設置している場合には償却資産税の申告が必要になりますので、気をつけてください。

地方税のダイレクト納付に二段階認証

3月24日からセキュリティ強化と利便性向上のため、地方税のダイレクト納付（PCdesk）に二段階認証や期日指定キャンセルが導入されました。操作手順が変更となったので、住民税の特別徴収などで利用されている方は、詳細をご確認ください。

<バージョンアップ内容>

対象システム：PCdesk（DL版・WEB版）

1. 期日指定ダイレクト納付のキャンセルを可能とする対応

ダイレクト納付期日指定後に、別チャンネルでの納付が確認できた場合、指定した期日の前日までであれば、PCdesk上で期日指定キャンセルができるよう変更します。
また、別チャンネルでの納付が確認できた際に期日指定キャンセルの案内メールを送信するよう変更します。

2. ダイレクト納付の二段階認証対応

セキュリティ強化のためダイレクト納付時にワンタイムパスワードによる二段階認証を行うよう変更します。バージョンアップ後のダイレクト納付は、以下の手順となります。

- ①納付方法選択画面にてダイレクト方式を選択
- ②「今すぐ納付を行う」または「納付日を指定して納付を行う」を選択
- ③ワンタイムパスワードの通知先メールアドレスを選択
※利用者IDに紐付けて登録済みのメールアドレス（最大3件）から選択します。
※税理士等が代理人として操作（代理行為）している場合は、代理人の利用者IDに登録済みのメールアドレスから選択します。
- ④③で選択したアドレス宛てに送信されるワンタイムパスワードを確認
- ⑤PCdeskに表示されるワンタイムパスワード入力画面に入力
- ⑥納付手続き完了

3. メールアドレスの変更または追加時の二段階認証対応

セキュリティ強化のため、利用者IDに登録しているメールアドレスの変更・追加時に、ワンタイムパスワードによる二段階認証を行うよう変更します。

参考文献： ■デジタル庁 ■国土交通省 ■eLTAX（地方税ポータルシステム）

5月 今月のお勧めセミナー

第2回 家族を幸せにする相続セミナー 「生前贈与」を活用した相続対策

生前贈与は、相続対策の中でも有効な方法の一つです。第2回は、「贈与税のしくみ」と「生前贈与を活用した身近な相続対策」についてお話しします。
ぜひ、ご参加ください。

（開催日 5月14日（水）セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。）

あしがき 下田です。風薫る季節となりました。

この春、待望の新入社員を迎え、仲間が増えました！新入社員の存在は、社内に新しい風を運び、私達の気持ちをリフレッシュさせてくれます。今年の新人さんは、インターンシップによる職場体験を経ての入社です。これから様々な経験を積み、切磋琢磨して大きく成長してくれることを楽しみにしています。私たちも彼女の期待を裏切らないよう頑張らなくては！！どうか弊社共々、ニューフェイスを末永く宜しくお願い致します。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ / 光廣税務会計事務所

代表取締役・税理士 光廣 昌史

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

弊社のHPは
こちらから！

